

学校法人鳥取家政学園情報公開不服審査会に
関する規程

(設置)

第1条 学校法人鳥取家政学園情報公開規程第13条第1項の規定による不服申出に係る諮問に応じて審議するため、学校法人鳥取家政学園情報公開不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、すぐれた識見を有する者のうちから理事長が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、鳥取敬愛高等学校において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。